

第10回

下水道管路の包括的民間委託検討部会 説明資料

令和5年5月12日

審議項目

審議項目 1 次期包括委託概要

(前回検討部会を踏まえた検討内容)

審議項目 2 提案者資格要件

審議項目 3 評価項目および評価基準

審議項目 4 今後のスケジュール

審議項目

審議項目 1 次期包括委託概要

(前回検討部会を踏まえた検討内容)

審議項目 2 提案者資格要件

審議項目 3 評価項目および評価基準

審議項目 4 今後のスケジュール

前回検討部会を踏まえた検討内容

○次期包括委託のコンセプト

- ① 現在の詳細調査計画（対象1,500km）の完了に向け、中大口径管の状態把握を着実かつ迅速に実施します。
- ② 次期包括委託において実施する調査を令和8年度末までに完了させ、今までの調査結果を踏まえ横浜市で今後の維持管理方針を策定します。
- ③ 受託者の裁量を拡大し、自由度の高い包括委託を目指します。
- ④ 現包括委託におけるレビュー（振り返り）を踏まえ、一部業務内容の見直しや再構成を行います。
- ⑤ 調査が順調に実施できていることや、管内の土砂堆積の状況を踏まえ調査対象施設を拡大します。

前回検討部会を踏まえた検討内容

➤ 課題一覧

- I 業務毎に上限額を設定したため、受託者の裁量が少ない。
- II 修繕箇所の上会いの調整に時間を要している。(リモート立会いなど柔軟な対応が必要)
- III 受託者からの提案内容に対する適切なフォローアップができていない。
※委託者、受託者共に。
- IV 調査困難路線に対して新技術の活用を期待していたが、既存の技術で概ね調査が実施できている。
- V 布設後30年以上経過した管を計画調査対象としたため、他の重要な施設を対象としていない。(30年未満の比較的新しい貯留施設など)
- VI 清掃対応が必要となる土砂堆積量の基準が統一化されていない。
- VII 流水面下の土砂堆積量の確認が困難。
- VIII 潮位の影響を受ける箇所作業時間が限られる。
- IX 流量が多く、水替えが困難なため、修繕ができていない箇所がある。
- X 「統括マネジメント業務」の「連絡調整業務」が当初想定より多いため、「各種検討業務」やJV内部の情報共有に注力できていない。
- XI 統括マネジメント業務の主任技術者が包括委託のマネジメントを行っている。※詳細調査業務が主体であるため。

前回検討部会を踏まえた検討内容

項目	次期包括委託	【参考】今期包括委託
委託期間	4年（R6～R9）	3年（R3～R5）
履行場所	市内全域（2件）	市内全域（2件）
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査業務（600km+過年度未了路線） ➤ 清掃業務 ➤ 修繕業務 ➤ 連絡調整業務（旧統マネ） ➤ 各種検討業務（旧統マネ） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査業務（450km分） ➤ 清掃業務 ➤ 修繕業務 ➤ 統括・マネジメント
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中大口径本管 （H29年度時点で30年以上経過したものが対象） ➤ 接続人孔及び接続取付管 ➤ 貯留施設（貯留管、調整池） ・吐口の点検 <p>※貯留管は布設後30年未満の施設も対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中大口径本管 （H29年度時点で30年以上経過したものが対象） ➤ 接続人孔及び接続取付管
受託者選定方法	公募型プロポーザル方式	公募型プロポーザル方式

次期包括の委託概要

- **委託件名（仮称）：**

- ・ 横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（北部）
- ・ 横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

- **業務期間** : 4年間（令和6年度～令和9年度）

- **対象業務** : ①調査・点検業務

- ②清掃業務

- ③修繕業務

- ④連絡調整業務

- ⑤各種検討業務

※公募型プロポーザル方式で実施

※仕様発注

次期包括の委託概要（対象業務）

①調査・点検業務

➤ 内容

- TVカメラや各社独自技術を活用し、本市が策定した実施計画を踏まえて施設の状態把握を実施
- 陳情や事故等に起因した異常個所は、監督員の指示等により調査を実施
- 貯留施設の土砂堆積状況および吐き口周辺の機能面の状態把握を実施



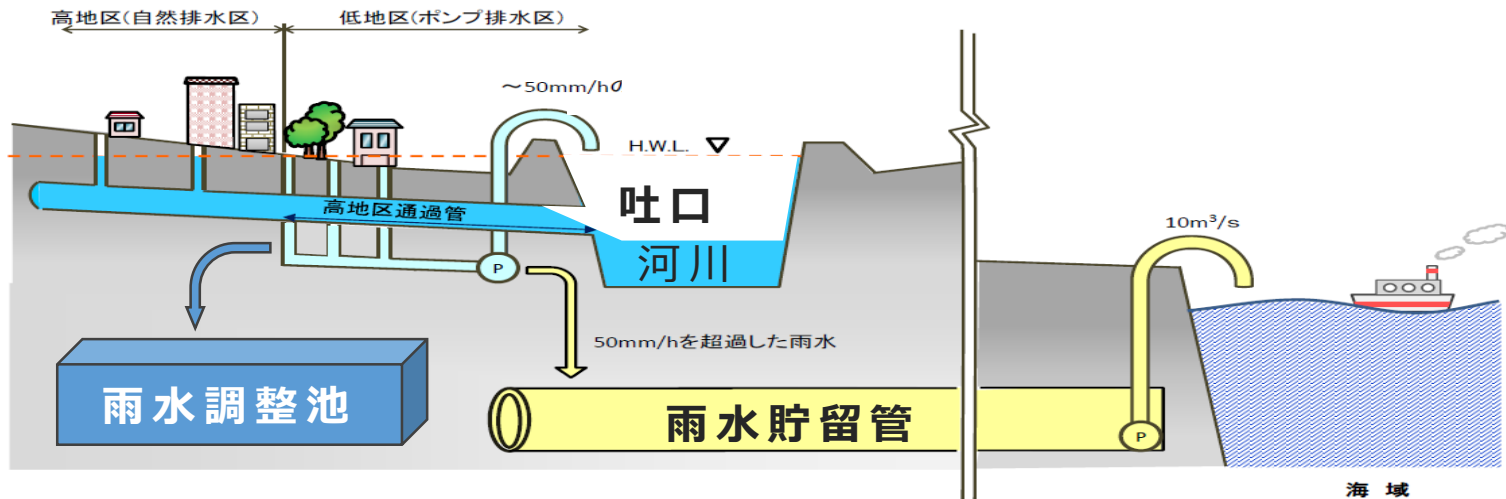
既存の状態把握技術
（TVカメラ調査）

➤ 留意点

- 公募時点では調査手法を限定せず、スピードアップや精度向上を図ることができる手法の提案を期待する
- 原則として令和8年度末までに調査を完了することとする
- 雨水調整池は土砂堆積状況に加え、緊急対応を要する異常の有無を点検する
- 吐口点検はゲート等の確認および河床の洗堀など周辺の状態を点検する

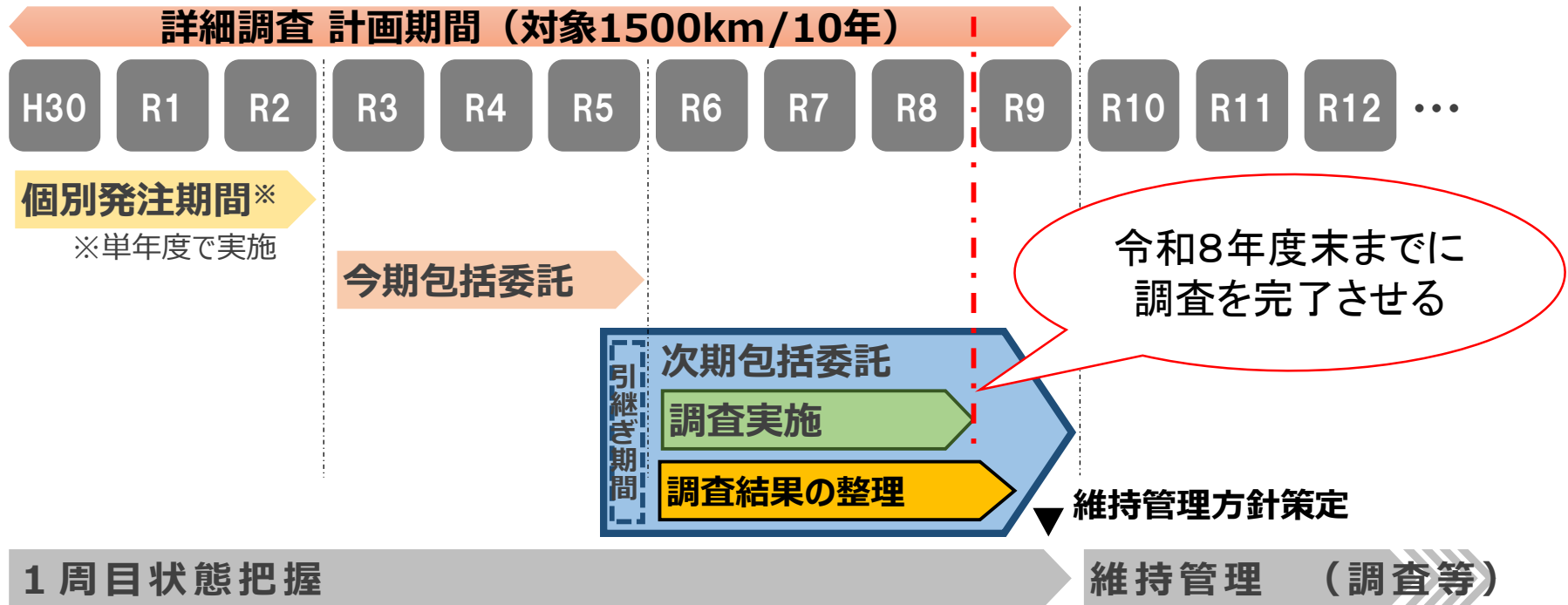
次期包括の委託概要（対象業務）

追加する対象施設図(雨水調整池・雨水貯留管・吐口)



次期包括の委託概要（調査業務）

- ・計画的な調査は3年目（令和8年度末）までに完了させる
⇒その他の業務（緊急的な調査および貯留施設等の点検含む）は4年目も継続して実施



次期包括の委託概要（対象業務）

②③清掃・修繕業務

➤ 内容

②清掃業務

詳細調査結果や、陳情・事故等に伴い、流下機能を確保できないと判断された場合に清掃を実施。



③修繕業務

詳細調査結果や、陳情・事故等に伴い、管きよに異常があると判断された場合に実施

（開削を伴う工事は除く）



➤ 留意点

- 包括委託で見つかった緊急を要する異常個所への対応は同委託内で完了させる
- 緊急を要する異常個所に対応する基準を明確にし、修繕箇所を計画的に進める

次期包括の委託概要（修繕業務）

・修繕業務における一件当たりの

上限金額(500万円)を撤廃する。

(事業契約書(修繕業務)の内容を一部削除)

＜事業契約書（緊急修繕工事） 第28条 一部抜粋＞

委託料は、前項に基づき受託者が委託者に提出した見積金額
又は500万円のいずれか低い金額を上限額とする。

包括委託期間内に発見した緊急修繕を要する異常箇所への
対応が確実に行える条件とする。

⇒修繕業務を迅速に実施可能な仕組みとすることで、より

確実に施設の安全性を確保した円滑な維持管理を実

施する。(機能維持に必要な修繕のみ対象とする)

次期包括の委託概要（対象業務）

④⑤連絡調整業務・各種検討業務

（旧：統括マネジメント業務）

➤ 内容

統括マネジメント業務

業務間調整	・ 業務間の調整や進捗管理
関連機関調整	・ 道路管理者等、関連機関との協議・調整・申請
情報整理	・ 本業務における維持管理情報のデータベース化 (GIS活用等) ・ 記録表の作成
緊急対応提案	・ 異常箇所の緊急対応要否および対応方法の提案
その他	・ 業務マニュアルの作成や更新による業務従事者への指導 ・ 報告書等のJV内チェックの最終確認 ・ 業務の引継ぎ

連絡調整業務

各種検討業務

統括マネジメント業務を
分割

➤ 留意点

- 連絡調整業務は各種検討業務を含めたすべての業務間の連絡調整を担う（連絡調整業務）
- JV構成員毎に緊急対応等を実施する判断基準が異なっていないかの確認（各種検討業務）

次期包括の委託概要（連絡調整業務）

・各業務毎の支払金額の上限を撤廃する。
(事業契約書(定義)の内容を一部削除)

・1期目：業務毎、年度毎に上限額を設定

・2期目：年度毎のみ上限額を設定

	R3	R4	R5	合計額
調査				400,000
清掃				100,000
修繕				200,000
統マネ				100,000
合計額	200,000	300,000	300,000	800,000



	R3	R4	R5	合計額
調査				
清掃				
修繕				
統マネ				
合計額	200,000	300,000	300,000	800,000

業務毎の上限額の設定により、各業務で対応可能な範囲が限られる。

⇒業務毎の上限額を撤廃することにより、
委託の自由度が増し、柔軟な対応が可能となる。

※3年間で調査を完了させること等必要な内容は仕様に記載する

審議項目

審議項目 1 次期包括委託概要

(前回検討部会を踏まえた検討内容)

審議項目 2 提案者資格要件

審議項目 3 評価項目および評価基準

審議項目 4 今後のスケジュール

提案者資格要件

①共同企業体の構成に関する基本的な考え

- 市内企業 5 者以上を含める
ただし複数業務の兼務は可能とする。

②各業務を担当する構成員の要件

- 以下の(1)～(5)を満たすことが必要。

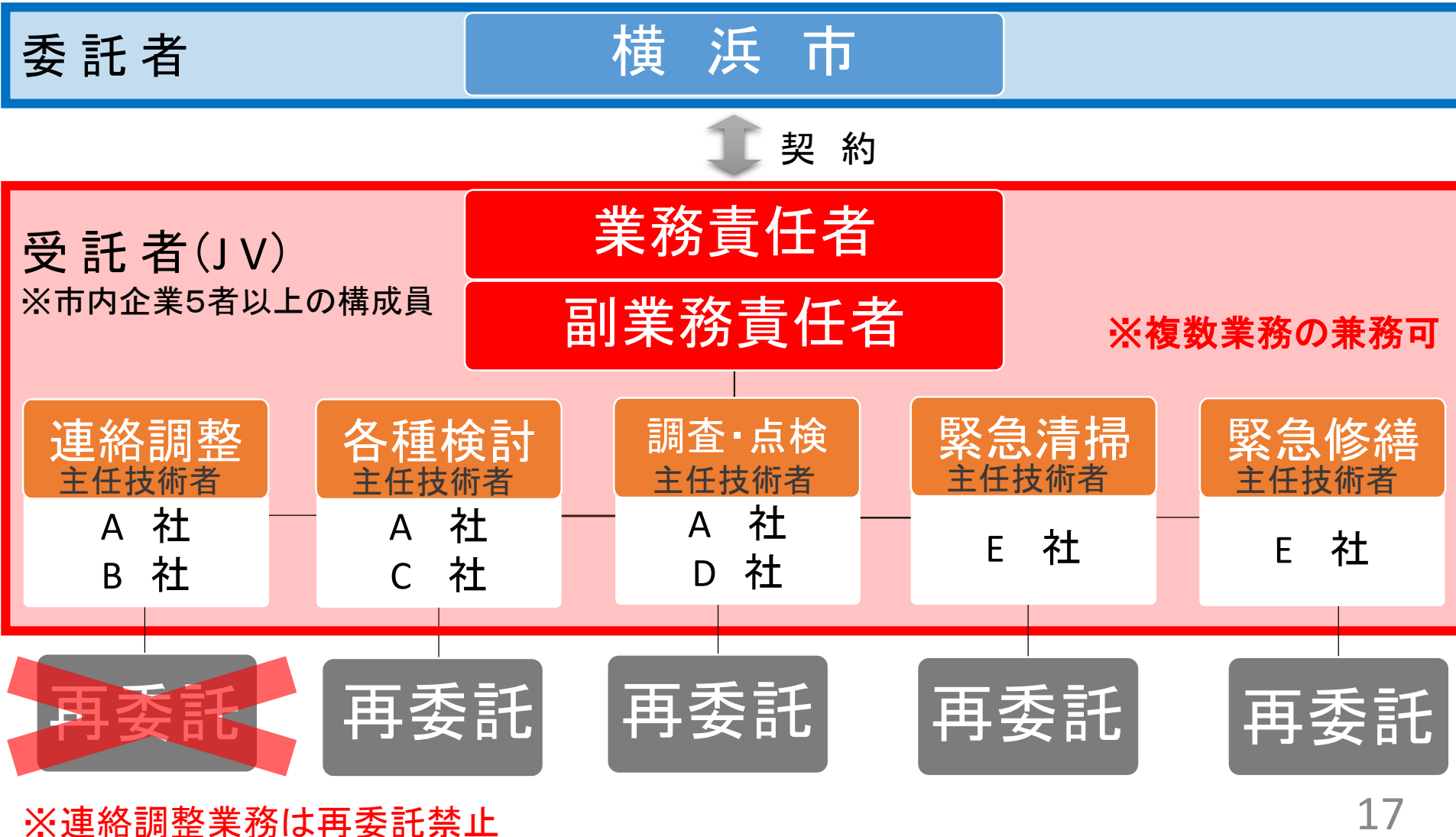
- (1)連絡調整: 2者以上(市内企業を1者以上含めること)
- (2)各種検討: 2者以上(市内企業を1者以上含めること)
- (3)調査・点検: 2者以上(市内企業を1者以上含めること)
- (4)清掃: 1者以上(市内企業のみ)
- (5)修繕: 1者以上(市内企業のみ)

市内企業のみでの
参画が困難

- 北部と南部で構成員が3者以上異なるようにすることが必要。
※市内企業の技術力継承を促すため。

提案者資格要件


➤ 想定している受託者の体制イメージ(すべて市内企業での構成と仮定する)



提案者資格要件一覧（1/2）

	項目	次期(2期)	【参考】今期	備考
1	横浜市の有資格者名簿に登録されている	○	○	
2	横浜市発注の下水道管路施設に関連する委託もしくは工事の実績（平成27年度から令和4年度までに完了したもの）	○	○	
3	業務数以上の構成員でJVを組む	○（5者以上）	○（4者以上）	
4	連絡調整業務（旧統マネ業務）の再委託	×	×	

提案者資格要件一覧 (2/2)

	項目	次期(2期)	【参考】今期	備考
5	統マネ(市内企業1者以上)	連絡調整 業務2者 以上	2者以上 	市内企業を 1者以上含 める
		各種検討 業務2者 以上		市内企業を 1者以上含 める
6	調査(市内企業1者以上)	2者以上	2者以上	
7	清掃(市内企業のみ)	1者以上	1者以上	
8	修繕(市内企業のみ)	1者以上	1者以上	
9	上記5~8を満たし市内企業を業務 数以上含める	○	○	

提案者資格要件（各業務を実施する企業の要件）

業 務	有資格者名簿	工種・細目
調査・点検	物品・委託等 下水道等保守	下水道管調査
清掃	物品・委託等 下水道等保守	下水道管清掃
修繕	工事 土木	ランク不問
各種検討 (旧:統マネ)	上記いずれかもしくは 設計・測量等 土木設計	上記いずれかもしくは 下水道等の設計 ※設計・測量等 土木設計 の場合
連絡調整 (旧:統マネ)	上記いずれか	上記いずれか

※「旧:統括マネジメント業務」を、
「連絡調整業務」と「各種検討業務」へ分割。

提案者資格要件

▶ 業務責任者・副業務責任者の役割・要件

責任者名	専任・役割	雇用状況	兼務	資格・業務経験
業務責任者	1名 非専任 業務全体の統括管理	構成員と 3か月以上の 雇用関係	各業務 主任技術者との 兼務可	技術士 (上下水道もしくは総合監理)
				かつ 下水管路施設 維持管理業務経験 10年以上
副業務責任者	1名以上 非専任 業務責任者の補佐	構成員 雇用期間の 定めなし	各業務 主任技術者との 兼務可	下水管路施設 維持管理業務経験 7年以上

※業務責任者を「専任」から「非専任」へ変更

【共通】下記いずれかの資格を有する

- 下水道法第22条の有資格者（公共下水道の工事監督管理を行う者の資格）
- 下水道管路管理総合技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定）
- 下水道管路管理主任技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定）

提案者資格要件

▶ 主任技術者の役割・要件

業務	専任・役割	業務経験・資格	
調査・点検	1名以上 非専任 調査業務とりまとめ	下水道管路管理主任技士または下水道管路専門技士(調査)かつ酸欠作業主任者 詳細調査業務経験2年以上	
清掃	1名以上 非専任 清掃業務とりまとめ	下水道管理技術認定試験(管路施設)の合格者かつ酸欠作業主任者	
修繕	1名以上 非専任 修繕業務とりまとめ	建設業法第26条1による主任技術者	
各種検討	1名以上 非専任 各種検討業務とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第22条の有資格者 ・下水道管路管理総合技士 ・下水道管路管理主任技士 ・RCCM 	のいずれか
連絡調整	1名以上 専任 連絡調整業務とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第22条の有資格者 ・下水道管路管理総合技士 ・下水道管路管理主任技士 ・RCCM 	のいずれか および一級土木施工管理技士

※連絡調整業務主任技術者を「専任」とする。(旧:統マネ業務は「非専任」)

【各業務共通】

- 1業務あたり2名以上の主任技術者を配置する場合は役割を明確にすること
- 各業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めがなく、引き続き3か月以上の雇用関係があること

提案者資格要件

➤ 業務責任者の非専任と連絡調整業務主任技術者の専任

◆ 専任・非専任の考え方

包括委託

業務責任者：非専任
業務の管理及び統括等を行う

連絡調整業務：専任
業務の管理、業務間の調整を行う

通常の委託・工事

管理技術者(委託)：非専任
業務の管理及び統括等を行う

※通常、委託契約に関して責任者の専任という概念がない

主任技術者及び監理技術者(工事)：専任
工程管理、品質確保・管理を行う

※委託契約にその他の責任者の配置がない

現場の業務を取り仕切る連絡調整業務の主任技術者を専任とする

審議項目

審議項目 1 次期包括委託概要

(前回検討部会を踏まえた検討内容)

審議項目 2 提案者資格要件

審議項目 3 評価項目および評価基準

審議項目 4 今後のスケジュール

評価項目および評価基準

●評価基準の基本的な考え方

- ・ 評価は以下の通り、1期目と同様の考え方とする。

⇒着眼点1つにつき10点とし、

A（特に優れている）、B（優れている）、C（普通）、D（やや劣る）
の4段階評価を用いる。

⇒市が求める提案内容を定性的に評価（定性評価）および
求めた実績の有無や対象の数を定量的に評価（定量評価）し、
合計点が最も高かった提案者を受託候補者とする

※提案者が1者の場合は合計点数が満点の65%以上に達していれば当該提案者を受託候補者とする

評価項目および評価基準

●評価項目選定のコンセプト

◆今後の維持管理を見据えた確実かつ効率的な業務実施

- ・ 効率的な状態把握の実施と異常箇所への確実な対応

◆市が求める内容の提案を促す

- ・ 調査のスピードアップ（3年で600 km調査完了）
- ・ 今後の維持管理を見据えた調査手法
- ・ 発見した異常箇所の対応（着手）までのスピードアップ
- ・ 新たな対象施設（貯留施設、吐口）の効率的な状態把握
- ・ 流水面下の状態把握
- ・ 提案内容のブラッシュアップ
- ・ 進捗状況の素早く見やすい共有

評価項目および評価基準 (評価項目・着眼点・配点) (1/3)

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質	配点
①業務実施体制	業務を確実に履行するための適切な実施体制の構築を促す	<ul style="list-style-type: none"> ・構成企業数によらず、同一業務を担当する構成員同士及び別業務を担当する構成員同士の連携をスムーズに図る体制。(10点) ・危機管理・安全管理体制及び安全対策の方法。他の事例を参考にした体制の強化(10点) ・3年間で詳細調査を完了させる体制(10点) 	定性	30点 (1期目:50点)
		※「市職員との連絡体制」、「機材の保有状況」、「緊急対応の体制」は削除		
②実施方針	業務の目的や維持管理業務で生じている課題解決の提案を確認する	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体の目的や業務内容および留意点に対する理解度。(10点) ・詳細調査のスピードアップ化を図る手法(10点) ・流水面下の状態把握や異常箇所に対応に関する方針。(10点) ・潮位の影響を受ける管路内の修繕等作業を実施するための考え方。(10点) 	定性	40点 (1期目:20点)

評価項目および評価基準 (評価項目・着眼点・配点) (2/3)

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質	配点
③業務内容への提案	業務全体の品質を高いレベルで確保することを促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体のセルフチェックの仕組みに対する提案。(10点) ・調査業務について、品質を確保するための取組に対する提案。(10点) ・吐口や貯留施設の状態把握の進め方について。(10点) 	定性	30点
		※「JV内外の円滑な調整」は削除		
④追加提案	業務の効率化、高度化に向けた創意工夫を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・DX等を活用した本包括委託の業務の進め方に関する工夫など、効率化・高度化に向けた業務遂行に対する提案。(維持管理全般の業務フロー及びツール)(10点) ・DX等を活用した入坑状況を把握するための提案(10点) ・DXを活用した日々の進捗管理を受発注者双方で確認できる仕組み(10点) 	定性	40点 (1期目:20点)
	中大口径管の状態把握を効率的に実施する提案を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな技術や既存技術の組合せを活用する等、状態把握を効率的に実施するための提案。(10点) 		
⑤地域貢献度	市内企業の最大限の活躍、市内経済活性化を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の数。(10点) ・市内企業が担当する業務の割合(事業費ベース)。(10点) ・本市の下水道事業に係る災害時協定を締結している団体に所属している企業の数。(10点) 	定量	30点

評価項目および評価基準 (評価項目・着眼点・配点) (3/3)

評価項目	ねらい	主な着眼点	評価性質	配点
⑥業務の実績	業務を円滑に実施できる経験を有しているかを確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整業務を担当する企業が、共同企業体の代表構成員の経験を有しているか(10点) (発注者又は委託者が他の地方公共団体や官公庁のものでも可)。 ・構成員各社の過去2年間での工事及び委託成績 評定点80点以上の回数(10点) ※「工事の契約金額実績」、「委託の契約金額実績」、「工事・委託の評定平均」は削除 <p>前回は初回であるため、実績を重視した。今回は2回目であるため、発注・監督する立場でもある程度ノウハウが蓄積されているため、実績を重視した評価を見直した</p>	定量	20点 (1期目:40点)
⑦企業としての取組	本市が推進している環境や健康経営等に関する企業独自の積極的な取組を促す。	<p>取組10項目 各1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援や女性の活躍の推進などの届け出、温暖化対策計画書など 	定量	10点
計	2期: 定量評価 = 60点 定性評価 = 140点			200点 (1期目:200点)
	(1期: 定量評価 = 90点 定性評価 = 110点)			

審議項目

審議項目 1 次期包括委託概要

(前回検討部会を踏まえた検討内容)

審議項目 2 提案者資格要件

審議項目 3 評価項目および評価基準

審議項目 4 今後のスケジュール

当検討部会の今後のスケジュール

	審議内容
第10回 (本日)	公募内容の審議① (委託概要、資格要件、評価項目・基準)
第11回 (6月16日AM予定)	公募内容の審議②および評価の方法の審議
第12回 (9月中旬)	評価プロセスの審議
第13回 (10月下旬)	評価委員会

※現時点での予定であり、変更する場合があります